

足利市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、足利市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、足利市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌購入費用の補完と、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー（この要項の規定に基づき雑誌を提供するものをいう。以下同じ。）が購入した雑誌を図書館に提供することにより、提供雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲出し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、企業、商店、その他の団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業及びこれに類するもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック等)に係るもの
- (4) 足利市の入札指名停止を受けているもの
- (5) その他不相当と認められる業種又は事業者等

(雑誌の選定)

第5条 広告を掲載する雑誌は、図書館雑誌リスト（図書館が定めるものをいい、以下「リスト」という。）から選定する。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第6条 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する雑誌納入業者から購入するものとし、購入代金は雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 提供雑誌の最新号のカバー及び雑誌架の広告の作成に係る一切の費用は雑誌スポンサーの負担とし、当該広告を掲載する雑誌カバーの費用は、図書館の負担とする。

(広告掲載の基準)

第7条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載事業の対象としない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等があるもの
- (10) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (11) 広告に関する財産権の権利処理が完了していないもの
- (12) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、広告掲載の基準に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の掲出等)

第8条 雑誌スポンサーは提供雑誌及び提供雑誌最新号の雑誌カバー表面にスポンサー名称を表示し、裏面及び雑誌配架に広告を掲出することができる。

2 提供雑誌の配架位置は図書館が決定するものとする。

3 掲出できる広告は、1タイトルにつき1種類とする。

(広告の規格等)

第9条 雑誌のカバーの表面には、雑誌スポンサー名を掲載するものとし、当該掲載規格は縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。この場合において、スポンサー名の掲載位置は、雑誌タイトルが隠れない位置とする。名称ラベルの作成は図書館が行う。

2 雑誌カバーの裏面及び雑誌架に掲載する広告の規格については、最新号雑誌カバーに収まるものでA4サイズまでとする。

(広告掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、当該雑誌の刊行期間の単位にかかわらず、4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中から掲載する場合には、足利市（以下「市」という。）が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに書面による終了の意思表示がない場合は、従前の契約と同一条件で更新したものとし、その後も同様とする。

(申込方法等)

第11条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、足利市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要書類を添付して、市に申し込まなければならない。

2 申込みは先着順とする。

3 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合は、市は当該申込者について雑誌スポンサーの申込みを取り消すことができる。

(審査会)

第12条 広告の内容について審査するため、足利市立図書館雑誌スポンサー事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第13条 審査会は、教育次長、教育総務課長、市立図書館長をもって組織する。

(審査及び決定)

第14条 広告の内容の審査(以下「審査」という。)は、雑誌スポンサーから広告の内容について、図書館に報告があったときに教育次長が審査会を招集して行うものとする。ただし、審査会を招集する時間的な余裕がないときは、審査は、持ち回りにより委員の承諾を求める方法に代えることができるものとする。

2 市は、前項の審査結果を受けたときは、速やかにその結果を申込者に通知する(様式第2号)ものとする。

(覚書)

第15条 前条で決定した雑誌スポンサーと市は、当該決定に基づく広告掲載及びその費用負担について覚書(様式第3号)を締結するものとし、その契約期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの一年度間とする。

(雑誌の所有権)

第16条 本制度により納品された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(広告掲載の責務)

第17条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、苦情その他の問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告内容の変更)

第18条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間に広告の内容を変更することができる。

2 雑誌スポンサーは、広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1か月前までに広告内容変更届(様式第4号)を市に提出し、許可を得なければならない。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第19条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊となったときは、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(雑誌スポンサーの終了)

第20条 雑誌スポンサーが広告掲載期間内に雑誌の提供を終了しようとするときは、終了しようとする日の1か月前までに雑誌スポンサー雑誌提供終了届(様式第5号)を提出するものとする。

(雑誌スポンサーの取消)

第21条 市は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、当該掲載を取り消すことができる。この場合において、雑誌スポンサーに損害が発生しても、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 提供されるべき雑誌の納入がないとき
 - (2) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
 - (3) 第4条各号のいずれかに該当したとき
 - (4) 雑誌スポンサーが倒産等により消滅したとき
 - (5) その他広告掲載が適切でないと教育委員会が認める事由が発生したとき
- 2 市は、前項の決定を行ったときは、速やかにその結果を雑誌スポンサーに通知（様式第6号）するものとする。
- (その他)
- 第22条 この要項に定めるもののほかは、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和元年11月1日から施行する。